第二　普及指導活動の基本的な課題

次に掲げる普及指導活動の基本的な課題について、農業者の所得の向上や食料自給率・食料自給力の維持向上等、食料・農業・農村基本計画の実現を推進するための観点を含め、国の施策の展開方向及び地域農業の状況を踏まえつつ取り組むものとする。また、農業者に接する際には、関連する施策情報を含めて情報提供を行うよう努めるものとする。

一　農業の持続的な発展に関する支援

担い手の育成・確保、需要に応じた生産及び供給が可能となる体制の整備、農業の生産現場における技術革新等の取組に対する支援により、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を推進する。

二　食料の安定供給の確保に関する支援

国のガイドラインに即した一定水準以上の農業生産工程管理の普及、農業生産資材の適切な利用及び地域ぐるみでの6次産業化への支援等により、食品の安全、消費者の信頼確保等を通じた食料の安定供給の確保に向けた取組を推進する。

三　農村の振興に関する支援

加工・直売等による地域の農産物等を活かした新たな価値の創出、深刻化・広域化する鳥獣被害への対応等により、農村の振興に向けた取組を支援する。

四　東日本大震災からの復旧・復興に関する支援

先端的な生産技術、加工技術等の実証及び普及、放射性物質の吸収抑制対策、除染後の農地への作付実証、復旧・復興に向けた地域の合意形成支援等により、東日本大震災からの復旧・復興を支援する。

第三　普及指導員の配置に関する基本的事項

一　普及指導員の配置

普及指導活動を実施するため、適正な資質を持つ普及指導員を確保し、十分な人員を配置するよう努めるものとする。また、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導手当については、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用するよう努めるものとする。

二　農業革新支援専門員の配置

普及指導員のうち、高度な専門性を有し、試験研究機関、教育機関、行政機関等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案・総括・指導、他の普及指導員の資質向上等を担う者（以下「農業革新支援専門員」という。）を、主要な農政分野・技術分野ごとに配置するよう努めるものとする。

第四　普及指導員の資質の向上に関する基本的事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するために必要な資質の向上が図られるよう、次に掲げる事項に留意して、普及指導員に対する研修の充実強化等に努めるものとする。

一　人材育成計画

研修に係る計画の策定及び実施に先立ち、中長期的な普及指導員の人員配置を勘案した上で、資質が継続的に研鑽されるよう、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を定めた人材育成計画を策定するよう努めるものとする。

二　向上を図るべき資質

普及指導員に求められる機能を発揮するため、農業及びその経営に関する高度な技術及び知識並びに普及指導活動の手法（新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接しコミュニケーションを図る手法、地域内外の幅広い関係者と連携を構築する手法及び地域農業について将来の展望に基づいた戦略を立案する手法等）について、全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質として、計画的かつ継続的な習得を図るものとする。

三　資質向上の方法

普及指導員に対する研修の実施に当たっては、国と都道府県との役割分担を踏まえ、試験研究機関等を含む多様な者と連携し、職務経験年数並びに技術及び知識の習得状況に応じた研修計画を策定するよう努めるものとする。その際、農業革新支援専門員の役割を担うことができる人材が育成されるよう配慮するものとする。

また、研修計画に基づき普及指導員に対する研修を実施する際には、最新のＩＣＴ（情報通信技術）等を効果的に活用しつつ、計画的に集合研修、ＯＪＴ等を行うほか、国等が行う研修を普及指導員の資質の向上を図るために有効に活用するものとする。

第五　普及指導活動の方法に関する基本的事項

普及指導活動を効果的かつ効率的に実施するため、普及指導活動の方法に関し、次に掲げる事項に対応するよう努めるものとする。

一　農業者に対する支援の充実・強化

我が国の農業・農村の持続的な発展に必要となる農業者に対する支援活動について、公的な立場である普及指導員が行うものと民間等（企業、試験研究機関、先進的な農業者等をいう。以下同じ。）が行うものを俯瞰しつつ、多様な関係機関による総合力の発揮により農業者に対する支援の充実強化を図ることが重要である。

また、農業者が必要とする農業技術が適切に開発され、迅速に普及されるよう、普及組織が研究開発に参画し、現場に適した技術の改良を図ることが重要である。

このため、普及指導活動の方法に関して以下の取組を行うよう努めるものとする。

1　公的機関が担うべき分野における取組の強化

我が国の農業・農村の発展に必要となる支援活動のうち、公的機関が担うべき分野に係るものとして、食料の安定供給や農業・農村の多面的機能の発揮に必要となる地域農業全体の維持・発展を目的とする活動（地域農業における技術革新の推進、地域の合意形成支援、新規就農者に対する支援、女性農業者の活躍推進、地球温暖化対策、災害への対応、環境保全型農業の推進、農産物の安全の確保等）を一層強化する。

さらに、地域農業の発展に向けて、多様な関係者をコーディネートする役割を果たすとともに、地域農業の発展に資する情報を収集し、公的情報については民間等に積極的に提供する。

2　地域農業の活性化に向けた民間活力の活用促進

1の取組を踏まえつつ、現場における課題の解決に当たっては、専ら普及指導員が行うこと、民間等と連携して行うこと及び民間等に委ねることを整理し、営農情報を提供する民間等との役割分担を図りながら普及指導活動を展開する。また、農業者や地域農業の課題解決に向けて、民間等を含む多様な機関が効果的に活動できるよう、これらの機関との積極的な情報交換の場を設けること等により環境整備を図る。

3　先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、先進的な農業者等の持つ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者等については、二の1の普及指導計画の策定と評価を行う際に意見を求めるほか、新規就農者の育成をはじめとした地域農業・農村を振興するための取組を協働で行う。

また、農業革新支援専門員をはじめとして、普及指導員は、その役割を適切に果たすために都道府県内の先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップを構築する。

4　新規就農者等の育成強化

世代間のバランスのとれた農業就業構造の実現に向けて、農業の内外からの青年層の新規就農を促進するとともに、次世代に農地等の資源を着実に継承することが重要であることから、新規就農者の育成、円滑な経営継承、企業の農業参入及び新規就農の受皿となる農業経営の法人化の推進を強化する。

なお、就農希望者が円滑に就農し、地域への定着が図られるよう、普及指導センター、青年農業者等育成センター、農業者研修教育施設等が連携し、市町村、先進的な農業者等の協力を得て、就農の前後にわたる継続的な支援を行うものとする。